

市谷議員要望項目一覧

令和6年度11月補正分

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|---|--|
| <p>【腐敗政治を正し信頼を取り戻すために】</p> <p>①「裏金づくり」の全容解明を、政府・国会に求めること。</p> | <p>昨今の政治資金パーティ収入に係る政治資金収支報告書への不記載の問題については、国において議論されるべき事項である。</p> |
| <p>②「裏金」の原資であり、賄賂性がある企業・団体献金は、パーティ券購入も含め全面禁止するよう政府・国会に求めること。</p> | <p>企業等による政治活動に関する寄附のあり方については、政治活動の自由と密接に関連する重要な問題であることから、国において議論されるべき事項である。</p> |
| <p>③裏金非公認候補に自民党本部から支給された 2,000 万円の原資は政党助成金である。政党助成金制度は、国民一人 250 円分の税金を、支持もしていない政党にも振り分けることになり、憲法違反である。政党助成金制度の廃止を政府・国会に求めること。</p> | <p>政党助成金のあり方については、政治活動の自由と密接に関連する重要な問題であることから、国において議論されるべき事項である。</p> |
| <p>【暮らし・経済の立て直しのために】</p> <p>【賃上げ・労働時間の短縮】</p> <p>①最低賃金時給 1,500 円以上（手取り月額 20 万円程度）への速やかな引き上げと、地方格差をなくすため全国一律最賃制の確立を国に求めること。また、その実現のためには、財源が必要であり、大企業の内部留保に時限的に課税して財源をつくり、中小企業に賃上げ直接支援を行うよう国に求めること。県は、生産性向上の取り組みのみではなく、岩手県や徳島県（12 月上旬から実施）のように賃上げに直接支援すること。</p> | <p>最低賃金は、最低賃金法に基づき、地域の景気や企業収益の現状を精査し、公労使が委員として参加する地方最低賃金審議会において慎重に議論され、その決定は厚生労働省及び労働局の専権事項である。</p> <p>石破首相は 2020 年代に最低賃金の全国加重平均 1,500 円への引き上げを表明しており、今後の国の動向を注視していく。</p> <p>なお、賃上げは生産性向上を通じて企業の経営力を高めるための取組と両輪で進めるべきものであり、県ではこれを「持続的な経営力向上・賃上げ事業者支援補助金」により支援しているため、直接支援のような一時的な対策の実施は考えていない。</p> |
| <p>②ケア労働者の賃上げは、現在の報酬加算だけでは、報酬（公定価格）全体が実質引き下げられた中で、不十分である。報酬（公定価格）の抜本的引き上げを、再度、国に求め、全産業平均並みに賃金を引き上げること。また、県独自に、介護職員、保育士への賃上げ直接支援を実施し、人手不足を解決すること。</p> | <p>県では、介護職員の処遇改善に関して、令和 6 年 7 月に国に対して抜本的な介護報酬の見直しを含めた制度設計を進めるよう要望し、また 8 月には全国知事会を通じて国に要望したところである。介護報酬の改定については、社会保障審議会介護給付費分科会において継続して議論されており、その議論を注視しつつ、今後も引き続き介護職員の処遇改善について国に要望していくこととしており、県独自の支援は考えていない。</p> <p>また、保育士についても直接の支援は考えていないが、処遇改善に係る対応として公定価格の引き上げを令和 6 年 7 月に国に対して要望しており、今後も引き続き国に要望していく。</p> |
| <p>③男女の賃金格差は将来の年金にも影響し、女性の貧困の原因となっている。県内事業所に対して、業種ごと、男女、正規・非正規ごとの実態の公表と是正計画を求め、県として格差是正のための手立てをとること。</p> | <p>男女の賃金の差異については、女性活躍推進法に基づき、常用労働者 301 人以上の企業には公表が義務付けられているほか、101 人以上 300 人以上の企業においても男女の賃金の差異を含む任意の 1 項目以上の情報公開が義務付けられている。</p> <p>国において、企業の事務負担等を考慮しながら順次対象範囲の拡大をしながら情報公表等を進めており、県として特段の手立てをとることは考えていない。</p> |

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|---|--|
| <p>④日本の労働時間は、ヨーロッパに比べて年間 300 時間も長く、仕事と家事・子育ての両立を困難にし、ジェンダー問題、人口減少の原因にもなっている。賃上げとセットで、「1日7時間・週35時間制」への移行を国の目標とし、人手不足の分野への対策などの移行計画を持つよう国に求めること。子育て短時間勤務制度は、公務員も民間労働者も義務教育期間中は取得できるようにし、給料の補償制度も創設すること。</p> | <p>令和6年4月から働き方改革関連法に基づく時間外労働の上限規制が建設業や自動車運転業にも適用されるなど、長時間労働是正は国において着実に進められており、国に法定労働時間の一律短縮を求めることは考えていない。</p> <p>令和6年5月に成立した改正育児・介護休業法では、事業者に対し小学校就学前の子を持つ労働者に対する短時間勤務、テレワーク、時差出勤などの選択的措置の実施など、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置が義務付けられており、子育て世帯への経済的支援を含め今後も国制度拡充の動きを注視する。</p> <p>なお、本県においては未就学児童を対象とした育児部分休業のほか、無給の子育て部分休暇制度を独自に創設し小学校3年生まで取得可能としている。</p> |
| <p>⑤人事院も認めた、会計年度任用職員の「公募によらない再度の任用回数の制限の撤廃」制度を導入し、「使い捨て」するのではなく、正規雇用の道を拓くこと。</p> | <p>公募によらない再度の任用回数の制限撤廃については、地方公務員法に基づく募集・採用に当たっての平等取扱いの原則も踏まえ、適切な対応を行う。</p> <p>地方公務員には労働契約法の適用がなく、現に任用されている会計年度任用職員等の正職員への転換や、受験者を現に任用されている会計年度任用職員等に限定した採用試験の実施は、平等取扱いの原則に抵触することとなる。</p> |
| <p>【物価高騰対策・消費税減税】 ①物価高騰対策は、一時的な定額減税や給付金などの細切れの対策だけではなく、消費税を緊急に5%に減税し、インボイス制度は廃止するよう国に求めること。</p> | <p>少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとって増嵩する社会保障費の安定財源の確保は避けることのできない喫緊の課題であり、消費税率引下げを求めることは考えていない。</p> <p>また、インボイス制度は、複数税率制度下において適正な税務経理や申告を行う上で必要不可欠なものであり、制度の廃止を求めることは考えていない。</p> |
| <p>②電気・ガス代が高いとの声が出ている。引き下げのための支援をすること。</p> | <p>電気・ガス代については、国の動向等を踏まえて県としての対策を検討する。</p> |
| <p>③自公政権が強行した生活保護費削減を緊急に復元し、物価高騰に見合った水準まで引き上げるよう求めること。生活保護での暖房器具の買い替えや車の保有を認めること。生活困窮世帯に対し灯油代助成をすること。</p> | <p>生活保護費は5年ごとに改定が行われており、令和5年10月の改定においては、物価高騰の状況を勘案した上で、従前の生活保護費が維持されているものと認識している。生活保護基準の見直しについては、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して、国の責任により設定されるものであり、地方の実情を十分考慮するよう引き続き国に要望していく。</p> <p>生活保護制度では、暖房器具を含めた生活用品については保護費の中で計画的に購入することとされており、また、自動車の保有については個々の状況に応じて認められるケースがあることを既に各実施機関に周知徹底を図っている。</p> <p>なお、生活困窮者を含めた物価高騰による家計への影響が大きい世帯に対する経済的支援については、6月補正予算で事業化し、既に市町村と協調しながら実施しているところであり、今後の支援については国の動向を注視していきたい。</p> |

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|--|--|
| <p>【地域での暮らし・買物・交通支援】</p> <p>① J A系スーパーの撤退のみならず、金融機関の撤退、バス路線の廃止等で、暮らしづらくなっているとの声が多数上がっている。小学校区単位で、地域に必要なインフラ（買物、交通、金融等）の整備目標を持ち、公的に整えていくこと。また、鳥取市で実施されている定時の「地域循環バスくる梨」は大変喜ばれている。全ての自治体で、J Rとの接続も考えて、駅を拠点としながら、循環エリアや本数の拡大、住宅団地にまで入るルート確立など、きめ細かな低料金の交通支援が公的に実施されるよう、県が支援すること。</p> | <p>県では、人口減少の進行を背景に浮彫となった地域課題を解決するため、地域の実情に応じて柔軟に対応できる「安心して住み続けられるふるさとづくり応援補助金」や「買物環境確保推進交付金」、「コミュニティ・ドライブ・シェア（鳥取型ライド・シェア）推進補助金」等により市町村等を支援しているところであり、引き続き地域のニーズに応じて、県民が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、市町村と連携して支援していく。</p> |
| <p>②地域交通を支えるタクシーやバス運転手が不足しており、ねんりんピックでの「ライドシェア」も実際は進まなかった。賃金支援し運転手不足を解消すること。</p> | <p>令和6年度当初予算のコミュニティ・ドライブ・シェア（鳥取型ライド・シェア）推進事業において、運転手の採用に係る二種免許取得費用や広報経費の支援など、タクシー及びバス運転手不足の対策を既に講じているほか、バス・タクシー事業者と住民ドライバーの協働型の交通システム構築や住民共助型の共助運送、市町村によるデマンドバス運行など、住民・地域・行政の共創による取組を進め、地域交通の確保に努めている。</p> <p>また、大規模イベント時等のタクシー不足への対応として、万全の安全対策を期してタクシー会社が行うライドシェアに対し今後も支援を進め、地域交通確保の一助にしていく方針であり、事業者への賃金支援は考えていない。</p> |
| <p>【社会保障の充実】</p> <p>①年金の改定を物価や賃金の上昇より低く抑える「マクロ経済スライド」を凍結・撤廃し、290兆円の年金積立金を活用し、直ちに、物価上昇に見合った年金額に引き上げるよう国に求めること。</p> | <p>年金制度は、国において社会保障制度の中で検討すべき事項であり、県としてはその検討状況を注視していくこととし、国への要望は考えていない。</p> |
| <p>②介護保険制度が、介護労働者の賃上げ、利用者の負担軽減や支援充実につながるよう、国庫負担割合を25%から35%に引き上げる（国費投入1.3兆円増）よう、国に求めること。</p> | <p>介護保険制度に係る財源のあり方については、国の社会保障審議会介護保険部会において検討されているところであり、今後も引き続き国の動向を注視していく。</p> |
| <p>③介護施設での「ワンオペ夜勤」を解消するための支援制度を創設すること。</p> | <p>介護施設における人員配置基準は国が規定しており、見守りセンサーの導入等を要件に一定の人員を確保した場合に、夜勤職員配置加算も設けられている。当該加算は社会保障審議会介護給付費分科会において議論されており、今後も引き続き国の動向を注視していく。</p> |
| <p>④介護事業所の人件費を圧迫している人材紹介業者への手数料の「上限」設定をするよう、国に求め、県独自に手数料補助を行うこと。</p> | <p>県独自の手数料補助については考えていないが、介護人材確保は重要であることから、これまでも様々な施策を行ってきているところであり、「介護人材確保に関する緊急対策検討会」においてさらなる充実について検討していく。</p> |

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|--|--|
| ⑤訪問介護の基本報酬を早急に元の水準に戻すよう国に求めること。訪問介護事業所が維持できるよう、人件費、訪問交通費の支援など、県の支援制度を更に充実すること。 | 訪問介護の介護報酬の減額により特に影響を受ける中山間地について、県では令和6年度に本県独自の取組として中山間訪問介護サービス緊急支援事業の拡充などサービス確保のための施策を充実したところである。また、中山間地における訪問介護サービスの維持については国にも手厚い支援を要望しているところであり、県の支援制度の更なる充実は考えていない。 |
| ⑥介護保険軽度者の在宅サービスの保険給付外しや、利用料の2割・3割負担の対象拡大等の介護保険改悪に反対すること。保険料・利用料の県独自の減免制度を創設すること。 | 介護保険制度の見直しについては、国の責任において様々な検討が行われるべきものであり、県独自の制度創設は考えていない。今後も引き続き国の動向を注視していく。 |
| ⑦介護保険サービスでは対応できない、「孤独・孤立」に対する支援制度を創設すること。 | 介護保険サービスをはじめとした各種既存制度のはざまにある孤独・孤立を抱える方に対する支援制度を市町村が創設する際には、令和5年度に県が創設した「鳥取県版孤独・孤立解消支援事業」が活用可能であり、引き続き市町村と連携して孤独・孤立対策を進めていく。 |
| ⑧後期高齢者医療制度・75歳以上の医療費窓口負担を3割に引き上げる政府方針を撤回し、元の1割に戻すよう国に求めること。県として保険料軽減のための支援をすること。 | 後期高齢者医療制度の窓口負担割合は、国において将来にわたって持続可能な社会保障制度を構築する観点から検討・決定されたものであり、1割に戻すよう国に要望することは考えていない。 これまで、必要に応じて県の基金を保険料の上昇幅の抑制に活用しており、将来の見通しを踏まえ、県基金の活用について鳥取県後期高齢者医療広域連合と引き続き協議していく。 |
| ⑨国民健康保険料が上がる国保料の統一やロードマップの作成はやめること。公費1兆円を投入し、均等割・平等割を廃止し保険料の軽減を図るよう国に求めること。また、国保料軽減や、子どもの均等割を直ちに廃止するため、県が独自支援すること。 | 保険料水準の統一及びロードマップは、今後も被保険者数が減少する中で、医療費の増加や高額医療費の発生による保険料の増加のリスクを県単位で軽減・分散するため、共同保険者である市町村の総意により進められるべきものと認識している。 国民健康保険料の賦課方式は、国が国民健康保険の制度設計の中で検討するものであり、均等割、平等割の廃止を国に要望することは考えていない。 国民健康保険料の軽減については、県として法定されている応分の負担を行うとともに、市町村が県に納める納付金の上昇抑制のために財政安定化基金を活用しているところであり、独自の支援を行うことは考えていない。 また、子どもの均等割については、子育て世帯の負担軽減の観点から、法令に基づき軽減措置が実施されており、対象範囲の拡充及び軽減割合の拡大について、国に対して全国知事会及び本県から引き続き要望を行っていくが、県が独自に支援を行うことは考えていない。 |

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|--|---|
| <p>⑩鳥取大学の臨時定員枠の縮小はやめるよう国に求め、医師の更なる増員ができるようにすること。</p> | <p>国において、全国的な医師の偏在是正を進める観点から、本県を含め「医師多数県」とされた県の令和7年度医学部臨時定員が一律に削減され、また、年末の取りまとめが予定されている「医師偏在是正を図るための総合的な対策のパッケージ」にもこの方針の盛り込みが検討されているところである。</p> <p>このような動きに対して、本県の呼びかけにより「医師多数県」有志が連携して当該方針の撤廃や医師の高齢化の進展や働き方改革の影響等を踏まえた必要医師数の再検証等を強く国に求めているところであり（10/10 福岡厚生労働大臣要望など）、引き続き、全国知事会等とも連携しながら、要望活動を展開し、県内の実情を踏まえた医師の養成・確保を図っていく。</p> |
| <p>⑪マイナ保険証の強制をやめ、紙の健康保険証は、12月2日に原則廃止ではなく、存続するよう国に求めること。</p> | <p>医療保険制度の基本部分である健康保険証のあり方は、国で検討されるべきものと考えており、紙の健康保険証を存続させるよう国に求めることは考えていない。</p> |
| <p>⑫若い世代、高齢者、低所得者向けの家賃補助制度を創設、継続・拡充すること。</p> | <p>低所得者については、現在、収入減により住居を失う恐れが生じている方への住宅確保給付金制度やセーフティネット住宅において公営住宅並みの家賃で入居できるよう家賃低廉化支援制度を設け、高齢者については軽費老人ホーム等の制度も設けているところであり、県としての新たな家賃補助制度を設けることは考えていない。</p> <p>なお、若い世代のうち一定の要件を満たす新婚世帯については、国の地域少子化対策重点推進交付金により家賃補助等の支援を受けられる制度（結婚新生活支援事業（市町村実施））がある。</p> |
| <p>⑬新型コロナによる死亡率がインフルエンザよりも高いと聞く。治療薬の自己負担を安くするよう国に求めること。ワクチン接種の対象を広げ、接種料金の軽減を図ること。感染者数や死亡数を報告・公表し、注意喚起すること。</p> | <p>新型コロナ対策については、令和6年4月から通常の医療提供体制に移行し、治療薬の公費支援等の特別な支援は終了したが、治療薬が高額であることを踏まえ、全国知事会を通じて、治療薬に係る自己負担額の軽減策を講じるよう国に要望している。</p> <p>新型コロナワクチンの定期接種について、インフルエンザワクチンの定期接種と同程度の自己負担で接種を受けられるようにするため、市町村に対する国の助成金制度（令和6年度創設）を令和7年度以降も継続するよう国に要望し、全国知事会を通じた要望も行ったところだが、今後も引き続き、国の動向を注視し、必要な働きかけを行っていく。定期接種の対象者については、厚生科学審議会での専門家による議論を経て予防接種法等で定められたものであり、国に対象者の拡大を求めることは考えていない。</p> <p>新型コロナウイルス感染症等の定点把握対象の感染症については、毎週、定点医療機関から報告のあった患者数等を、感染症流行情報として整理して分かりやすく公表し、流行状況に応じた注意喚起を行っている。なお、死亡者数については、厚生労働省の人口動態統計調査結果（死因別死亡数の1分類）として、各月の都道府県ごとの人数が公表されている。</p> |

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|---|--|
| <p>【子育て・教育】</p> <p>①政府が国立大学の運営費交付金を2004年度から13%も削減し、物価高騰に耐えられず、大学授業料を値上げする国立大学が出てきている。国に運営費交付金の増額、学費値上げの中止を求めること。学費無償化を目指し、大学・短大・専門学校の授業料をただちに半額にし、入学金制度は廃止するよう国に求めること。生活困窮の場合は、奨学金返済が減免できるようにすること。県独自の給付型奨学金制度を創設すること。</p> | <p>令和6年7月に国に対して修学支援新制度の拡充など、高等教育費の負担軽減について更なる支援策を講じることを要望した。また、国に対して地方における高等教育機関の定員確保支援及び財政支援措置を要望することとしている。奨学金返済については、令和6年度に貸与型奨学金における減額返還制度の要件緩和等が図られたところであり、県独自の支援については考えていない。</p> |
| <p>②兵庫県立大学のように、鳥取環境大学の学費無償化を進めること。</p> | <p>令和6年7月に国に対して修学支援新制度の拡充など、高等教育費の負担軽減について更なる支援策を講じることを要望した。令和7年度から多子世帯の学生等について授業料等は無償にする措置が講じられることに加え、国の経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太の方針）においても、中長期的な取組として、高等教育費の負担軽減に向けて必要な支援の検討を進めるとされていることから、状況を注視する。</p> |
| <p>③物価高騰のもとで、義務教育無償化の完全実施は待ったなしである。政府に対し、約束通り、国の責任で学校給食無償化を進めるよう求めること。国が実施しない場合、県として無償化のための手立てを講じること。せめて食材費高騰分は早急に支援すること。市町村から要望が出ている、保育所の給食無償化の手立てをとること。</p> | <p>物価高騰による給食の質への影響については注視が必要であるが、全国共通の問題であり、まずは国の責任において対策を講じる必要があると考えている。</p> <p>本県としては、小・中学生の保護者の経済的負担を軽減するため、全国一律の包括的な学校給食費の負担軽減の仕組みづくりを進め、具体的な施策を示すとともに、必要な財源措置を早急に行うよう、7月11日に国に要望を行ったところであり、今後も引き続き国に対して働きかけを行う。</p> |
| <p>④国連子どもの権利委員会は、「過度に競争的な教育制度が子どもの発達の障がいをもたらしている」と日本政府に繰り返し勧告している。全国学力・学習状況調査は、全国知事会からも「都道府県で順位をつけても意味がない」と疑問の声が上がっている。全国学力・学習状況調査の中止を国に求め、県学力・学習状況調査も中止すること。</p> | <p>文部科学省が実施する「全国学力・学習状況調査」は、義務教育の機会均等とその水準維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを大きな目的としているもので、順位付けや、子ども達を競わせることを目的としているものではない。</p> <p>県教育委員会としても、全国学力・学習状況調査のデータから県内の児童生徒の学力・学習状況を適切に把握・分析して教育施策の成果と課題を検証し、児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善のため活用していることから、国に対して中止を求めることは考えていない。</p> <p>また、県独自調査である「とっとり学力・学習状況調査」では、昨年までの自分の結果と比較した学力の伸びや、学力だけでなく、学力を支える力についても調査している。一人ひとりの学力の伸びや学力を支える状況を経年で把握し、学力を確実に伸ばすための個に応じた教育を進めてくにあたり重要な調査だと考えており、引き続きその活用を図っていく。</p> |

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|---|--|
| <p>⑤生徒の意見による校則の見直しを一層進めること。同時に、忘れ物をしたら取りに帰らせるとか、反省文を書かせるといった罰則・ペナルティを与えるような対応はやめること。</p> | <p>令和4年12月に改訂された生徒指導提要において、校則の在り方について、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいとの方針が示されたことから、各県立高校に通知及び校長会の指示連絡等を通して校則の見直しを継続して依頼している。それを受け、生徒がスマートフォン及びネット利用の決まりを定めた例（境港総合）や、生徒（会）が中心となり校則等の見直しを図った例（鳥取西、八頭、米子東、境）など、生徒の意見等を反映した上で校則等の見直しを行う例が増えている。</p> <p>また、児童生徒の参画による校則の見直しは、児童生徒の主体性を培う機会となることから、学校や地域の実情に応じて取組を進めていくよう各市町村教育委員会を通じて各学校へお願いしているところである。特に中学校においては、生徒や保護者からの意見を受けて校則の見直しを進めたり、生徒会が主体となって校則の見直しを行ったりしている学校もある等、県内でも取組は広がってきている。今後も、児童生徒が当事者意識を持って、仲間や周囲の人と対話を重ねながら主体的に解決策を見出すような取組を進めていくとともに、適切な生徒指導についても、各市町村教育委員会と共有していく。</p> |
| <p>⑥不登校や学校内での暴力行為が増えている。スクールカウンセラーは、小学校では数時間というのではなく全校配置し、学校の教育活動全体を通じて対応できるようにすること。</p> | <p>スクールカウンセラーについては全公立中学校に配置し、中学校区の全小学校も担当している。令和6年度には総配置時間数の中から試験的に小学校に重点配置を実施している（県内5小学校、計216時間）ところであり、効果を検証していく。</p> |
| <p>⑦教員不足は、令和6年度は55名とのことであった。令和7年度において欠員が発生しないよう、採用・確保をしっかりと行うこと。小学校での教員の空きコマを増やし、時間内に教材研究や授業の準備ができるよう、多様な専科教員の配置を進めること。</p> | <p>教員の人材確保については、大学説明会や移住説明会等の機会に加えて、SNSや動画配信を活用して鳥取県で教員になる魅力等の情報発信に努めており、また、令和5年度実施の教員採用試験から全校種の一次試験を関西会場でも実施するなど教員の質・量的確保を行っている。加えて、今年度よりA搭載者を対象とした合格者懇談会を9月末に関西地区で開催し、人材確保に努めている。</p> <p>また、小学校高学年の児童の発達段階、外国語教育をはじめとした教育内容の専門性の向上などを踏まえ、本年度、県内小学校に小学校英語専科加配19名、小学校高学年教科担任制加配21名、小学校専科加配15名を配置している。</p> |
| <p>⑧子どもの貧困対策は、子どものいる家庭の「収入の改善」や「負担の軽減」を目標数値に定め、県がその目標の実現に向けて、必要な給付を行うこと。例えば、出産費用支援、保育料無償化、医療費無料化、学校給食無償化、入学支度金（制服代、教材購入費、入学金）、通学費補助、学費・奨学金支援、住宅家賃補助等の実施や実施状況を計画に書き込むこと。</p> | <p>子どものいる家庭の収入や負担は各世帯の状況に応じて多様であるため、具体的な数値目標を定めることは難しいと考えているが、子どもの貧困対策については、令和6年3月に策定したシン・子育て王国とっとり計画において関連する施策の数値目標を定め、保育料無償化、医療費無償化、通学費補助等についてもその実施状況や目標を計画に記載し、関係機関と連携して施策を推進している。</p> |

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|--|--|
| <p>⑨学童保育は、運営費補助が安く、運営費を賄うため、学童保育料が月4,000円～6,000円と高くなっている。保育料のように、低所得世帯に限定せず、県が学童保育料軽減のための支援をすること。また、特別教室との併用では、利用時間が限られ、備品を置くこともできない。全て専用室となるよう、県が支援すること。</p> | <p>放課後児童クラブの実施主体は市町村であり、利用料や減免制度については市町村や民間団体等の運営主体の判断で設定されているものであることから、県で一律に設定することは困難であるが、引き続き市町村と連携しながら必要な情報提供を行い、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりに取り組んでいく。</p> <p>放課後児童クラブで使用する施設の状況や施設整備の必要性については、実施主体である市町村において把握・判断しており、市町村が実施する施設整備に対しては国の交付金を活用して県も支援していることから、引き続き市町村と連携しながら必要な支援を行っていく。</p> |
| <p>⑩「子どもの権利条約」の普及に当たっては、社会的養護の場面で「権利ノート」を子どもに渡すだけでなく、学校教育の中にも取り入れ、全ての子どもが、自らが権利の主体であることを認識できるようにすること。</p> | <p>「子どもの権利条約」の普及に関しては、従前より各学校等からの要請に応じて「子どもの人権」をテーマとした教職員研修を実施したり、子どもの権利条約を扱った指導事例を作成・周知したり、人権学習講師派遣事業で「子どもの人権学習会」を実施したり等の取組みを行っている。「生徒指導提要」の改訂や「こども基本法」の制定等を踏まえ、これまで以上に教職員の理解が深まるように取り組み、人権教育を通じて子どもたちの権利の主体意識が高められるように努めていく。</p> |
| <p>⑪「発達障がい」は、特別支援学級や「通級指導教室」での対応では不十分な場合もある。単一の「発達障がい」の場合も、特別支援学校に入学できるようにすること。</p> | <p>特別支援学校への入学は、学校教育法施行令により障がいの区分（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱）及び程度が規定されており、「発達障がい」は、対象となっていない。</p> <p>中学校の特別支援学級（自閉・情緒障がい）を卒業した生徒を対象とする、特別支援学校の部門又は高校の特別支援学級の創設に取り組むことについては、今年の7月に国に要望を行ったところであり、今後も引き続き国に対して働きかけを行う。</p> |
| <p>⑫障がい児の保護者（特に母親）の就労が困難になっている。両立支援に関する調査を行い、放課後デイサービスの充実など、支援策の充実に努めること。</p> | <p>市町村、相談支援事業所、放課後等デイサービス事業所等からサービス提供状況及び保護者のニーズを聴き取り、必要な支援を検討していく。</p> |
| <p>⑬高校生のタブレット購入費補助制度を創設すること。</p> | <p>県として補助制度を作ることは考えていないが、国に対して高校生の端末購入にかかる支援の充実に令和6年7月に要望している。</p> |
| <p>【災害対策・公共事業】 ①能登半島は地震と豪雨による複合災害の被災地となっているが、総選挙が優先され、国の支援が遅れたままである。被災者の生活と生業の再建を柱に据え、従来の枠にとらわれない抜本的な支援の強化と、補正予算の編成を国に求めること。被災者住宅・生活再建支援制度は、支援上限額を300万円から600万円へと拡大すること。</p> | <p>被災地に対する支援の強化については、全国知事会等とも連携して国に要望を行っているところであり、今後も要望していく。</p> <p>支給上限額の引上げ等を含めた被災者生活再建支援法の一部を改正する法案が衆議院で閉会中審査であるため、国の動向を注視したい。</p> |
| <p>②福祉避難所の設置状況を提示すること。福祉避難所を各市町村で複数設置するよう計画をもち、県が支援すること。また、障がいがある方などに、事前に周知すること、</p> | <p>福祉避難所については、市町村が指定及び公示を行い、各市町村のホームページ等でも指定状況を確認できる。</p> <p>県では、福祉避難所の設置について、必要な資機材の整備支援や開設・運営研修等で市町村に対し支援しており、今後も引き続き支援していく。</p> |

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|---|---|
| ③青谷 I C から山陰道に侵入する際、左側に小高い丘があって見通しが悪く危険である。対策をとること。 | 道路管理者である国土交通省鳥取河川国道事務所に要望内容をお伝えしたところ、「本線合流時の視距を阻害することのないよう除草等の維持管理に努める」と回答があった。 |
| ④県の公共事業の入札不落札が増えていると聞く。原因を明らかにすること。大阪・関西万博関連事業に人がとられていることはないか、明らかにすること。 | 令和 5 年台風 7 号災害の迅速な復旧に向けた災害復旧工事の早期発注や国土交通省の北条道路関連工事、令和 7 年 3 月開館の県立美術館関連工事などが集中したことから、一部の入札に不調が発生しているが、建設業界と調整を行いながら、発注の平準化や適切な工期設定など、不調の解消に努めている。 |
| ⑤鳥取県は、上下水道の耐震化率が遅れていると国交省の緊急点検で明らかになった。特に、下水道管路 9% (全国 72%)、取水施設 14% (同 67%) という低さである。国の支援制度は、水道料金の値上げが求められ使いにくいいため、補助率引き上げなどの改善を求めること。また、県独自に支援制度を創設すること。 | 水道施設の耐震化に対する支援制度の補助率の引上げや平均料金要件を含む採択基準の見直しについては、令和 6 年 5 月に国土交通大臣に対して要望を行った。国の状況を見ながら、引き続き国に対して要望していく。 また、上下水道事業は公営企業会計であり、耐震化についても利用料金を原資として実施することが基本である。県独自の支援制度については、先行して自ら耐震化を進めている自治体との間で不公平が生じることもあり、支援制度を創設することは考えていない。 |
| 【中小業者支援】 ①元請け企業に対し、原材料費、賃金引き上げなどの変動要因による下請け代金の引き上げについて、協議に応ずることを義務化するルールをつくること。 | 価格転嫁については、下請事業者に対する優越的地位の濫用を禁じた独占禁止法に加え、令和 5 年 1 1 月の公正取引委員会指針（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）において、発注者から協議の場を設けること、受注者から労務費の上昇を理由とした価格転嫁を求められたら協議のテーブルにつくこと等が明示されたほか、令和 6 年 1 1 月には下請中小企業振興法に基づき受発注間の望ましい取引慣行を示す「振興基準」が改正されるなど環境整備が着実に進んでおり、本県独自にルール制定することは考えていない。 本県としては、専門家相談窓口の設置及び専門家派遣等を通じ、国及び商工団体等とも連携して価格適正化を支援していく。 |
| ②コロナ債務が返済できず廃業に追い込まれることがないように、「別枠債務」の発動と同時に、国会の附帯決議にもなっている小規模企業への社会保険料の負担軽減のための支援を県としても実施すること。また、県が行う代位弁済への損失補填に対する回収金を放棄できる仕組みを、秋田、滋賀、和歌山、広島、熊本、鹿児島などでは条例等で定め、事業者を救済し再建を支援している。本県でも実施すること。 | コロナ融資の円滑な返済に向け、本県では金融機関に対して返済緩和等の条件変更対応を求めてきたほか、今年度から新たに、返済期間最大 15 年の超長期借換資金を新設し、事業者の資金繰り支援を強化している。また、事業活動の再構築を支援する「とっとり企業ネットワーク」により、関係機関と連携して経営再生等支援も進めている。 社会保険料の負担軽減については、国会の附帯決議であり、国において適切に対応すべきと考える。 代位弁済となった損失補償付制度融資について保証協会が債権回収した場合に、都道府県がその回収された納付金の一部を保証協会から受け取る権利の放棄については、地方自治法の趣旨に則り議会で個別に審議いただくべきものと考えており、包括的に放棄することは考えていない。 |

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|---|--|
| <p>③「鳥取県産業振興条例」の総括をし、小規模企業が倒産・廃業が増えていることを踏まえ、小規模企業に特化した「小規模企業振興条例」を創設し、直接支援も含めた支援の充実を図ること。</p> | <p>鳥取県産業振興条例の考え方に基づいて産業振興を進めており、コロナ禍や物価高を乗り越えていくための支援策においては、少額からの利用も可能とするなど、小規模事業者が活用しやすい制度を講じて、多くの小規模事業者に活用いただいた。</p> <p>小規模事業者の振興の趣旨も盛り込んでいる鳥取県産業振興条例がある中で、小規模企業に特化した条例を重ねて設ける考えはないが、持続的に事業を継続するための経営力の強化に向けた支援策など、引き続き、小規模事業者に寄り添った支援を進めていく。</p> |
| <p>【農林水産業の振興】</p> <p>①食料自給率が38%に落ち込んでいる。食料自給率の50%への早期回復、将来的に60%を目指すよう国に求めること。鳥取県の食料自給率は、調査可能な全ての品目で、50%を超えるよう目標設定し、生産を支援すること。</p> | <p>食料自給率の向上は、国が主体的に取り組むべき課題として、現在、新たな「食料・農業・農村基本計画」の改正が検討されているところであり、国への要望は考えていない。</p> <p>また、本県では地域の土壌条件や水利、気象等特色を活かした農業を推進しており、それぞれの産地・品目で県内消費に対する生産規模が異なるため、50%の目標設定というような調査可能な全ての品目での目標を設定することは考えていない。</p> |
| <p>②ミニマムアクセス米を輸入し続けながら、国内では減産を押し付け、更に気候変動も相まって、コメ不足が生じる事態となった。主食であるコメは、ゆとりある需給計画をもち、増産、備蓄の拡充を図ること。米価は、下支え（差額補填）の仕組みをつくり、再生産可能な米価の補償・所得補償を行うとともに、国に消費者価格を安定させる仕組みをつくるよう求めること。また今年も、暑さに強いはずの星空舞の生産量が落ち、コシヒカリは収量が保てたと聞くが、実態調査と分析・対策を進めること。米価の高騰が続いており、備蓄米を放出するよう国に求めること。</p> | <p>米の需給計画は国の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の中で示されており、県としては、適切な需給調整のあり方の検討と、持続的な主食用米の作付に向けた施策の構築、米価の上昇によって消費が減退し米離れが進まないよう、適正価格の安定維持に努めることを11月に国へ要望する予定である。</p> <p>令和6年産米の収穫量は、国及び県の作況調査結果によると、ほぼ平年並みの見込みである。備蓄米については、大凶作や連続する不作などにより米が不足する場合に放出を検討することとなっており、県として国に要望することは考えていない。</p> |
| <p>③休耕田を公的に維持管理する仕組みや、農作業や農地の草刈りへの人的支援ができる仕組みをつくり、農地を維持できるようにすること。</p> | <p>地域の農地を維持管理する仕組みとして、必要に応じて休耕田を再生の上、担い手農業者へ農地の集積・集約を進める農地中間管理機構支援事業を実施している。また、地域の新たな農作業オペレーターの育成、畦畔管理の省力化（高性能除草機、グランドカバープランツの導入等）の支援を集落営農体制強化支援事業で実施しているところであり、現行の支援スキームの変更は考えていない。</p> |
| <p>④水田活用直接支払交付金は、「5年水張りルール」が終盤に差し掛かり、交付金を受け取れず離農がでることが懸念されるため、同ルールの廃止を強く求めること。また、飼料用米転作拡大が前提の都道府県連携型助成は、利用が頭打ちとなっており、現状維持や収量減少への補填に活用できるようにすること。</p> | <p>水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しについては、生産者の意欲低下につながるよう、生産現場の課題を踏まえた対応策を検討するよう11月に国へ要望する予定である。</p> <p>飼料用米作付に対する支援については、既存制度の中で戦略作物助成が設定されており、都道府県連携型助成について支援内容の見直しを国に要望することは考えていない。</p> |

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|--|---|
| ⑤新規就農者への県の交付金は、3年から、農業で収支が整う5年まで交付期間を延長すること。 | 認定新規就農者を重点対象として、3年間の就農応援交付金の交付に加え、5年間の機械・施設整備費の助成、普及指導活動による伴走支援など、ソフト・ハードの両面で就農初期を手厚くサポートしており、現行の支援スキームの変更は考えていない。 |
| ⑥酪農の第三者承継のマッチングの仕組みは、酪農ヘルパー制度を活用し、県の支援額・率を引き上げること。 | 酪農の第三者承継を希望する新規就農者に対しては、他の新規就農関係の事業も活用しながら支援しており、県の酪農第三者承継モデル事業の支援額・率を引き上げるとは考えていない。なお、経験が浅く技術習得を希望する場合は、酪農ヘルパー組合の活用も検討しているところである。 |
| ⑦有機農産物の学校給食への導入について、「鳥取県みどりの食料システム戦略推進事業」（慣行栽培の食材と比較してかかり増しとなる部分への支援が可能）が活用できるとのことであり、利用促進を図ること。また、「学校や地域と連携した地産地消率向上支援事業」は、学校給食への食材導入支援に活用できるため、更なる地産地消率向上のため、制度を充実させること。 | 日南町再生協議会で「鳥取県みどりの食料システム戦略推進事業」のうち有機農業産地づくり推進（令和5～7年度）を活用して有機農産物の学校給食への導入支援を行っており、このような先進的なモデル地区を順次創出し横展開を図っている。 学校給食は市町村が供給しているものであり、学校給食用食材における県産品利用支援のあり方については市町村との協議が必要である。 |
| ⑧中山間地域を支える水田農業支援事業は、面積要件等を緩和・廃止し、小規模農家であっても事業が利用しやすくすること。 | 現時点では中山間地域を支える水田農業支援事業の要件の見直しは考えていない。 |
| 【戦争国家づくりストップ】 ①集団的自衛権行使容認の閣議決定・安政法制の廃止、「敵基地攻撃能力の保有」や軍事費2倍を盛り込んだ「安保3文書」の閣議決定の撤回、自衛隊を憲法第9条に書き込んで国防軍とするような改憲策動の中止を国に求めること。 | 外交防衛については、国の専権事項であり、国において議論されるべきものであるため、外交防衛に関する閣議決定や法制度の撤回・中止を求めることは考えていない。また、憲法の改正は、国会の発議に基づき、国民が国民投票で決するものとなっており、国会の場で議論されるべきものである。 |
| ②新型空中給油機（KC46A）は、給油管に不具合が生じ、給油なしの飛行訓練を認めたとのことだが、少なくとも改修が必須である。また、改修もされていないのに、予定されている2機の追加配備は中止すること。 | 美保基地所属KC-46A空中給油・輸送機の空中給油ブーム（給油管）の不具合案件について、美保基地より地元自治体等に、原因の調査状況や不具合があった1機以外の3機は飛行訓練に問題ないこと等の報告があり、KC-46Aの4機のうち事案機以外の3機について、空中給油ブームを使用しない飛行訓練を米子市及び境港市が了承されたことを踏まえて、県でも了承したところである。県としては、美保基地に、10月8日に改めて、原因究明と再発防止策を速やかに行うとともに、地元自治体、住民に対して丁寧かつ詳細な説明を行うことを誠実かつ早急に対応するよう申入れを行った。 |
| ③C2輸送機からの部品落下が報告されているが、報告さえすればよいというものではない。大事故になりかねず、原因解明や再発防止策がとられるまで、飛行訓練は中止すること。 | 美保基地所属のC-2輸送機について、部品落下の報告に対して、原因究明と機体の点検確認の徹底や安全運航等による再発防止の申入れを行っている。また、毎年の国要望において、美保基地等に配備されている航空機の安全対策に万全を期すよう継続して求めている。 |

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|---|---|
| ④米軍機の低空飛行訓練に対する騒音測定器の設置に向けて、若桜町や八頭町で防衛局が調査をしたが、調査中には飛行は確認できなかった。しかし、相変わらず米軍機は飛び続けている。国はどう対応するのか回答を求めること。また、市町村から要望があれば、県が騒音測定器を設置すること。 | 米軍機の低空飛行訓練については、毎年、住民からの苦情の多い地域においては国の責任において騒音測定器等を設置するとともに、日米合同委員会合意を遵守し、住民に危険を及ぼし不安を与え、住民の平穏な生活を乱すような飛行訓練が行われないよう措置するよう継続して国に要望しており、県として独自に騒音測定器等を設置することは考えていない。 |
| ⑤県内では、自衛隊鳥取地方本部が、自衛隊募集のために、15歳・18歳・22歳の住民基本台帳の情報（名簿）の提供を市町村に求めており、名簿提供年齢に差はあるが応えている市町村が圧倒的である。しかし、名簿提供は義務ではない。個人情報保護の観点からしても、個人の意思を無視して名簿提供はされるべきではない。名簿提供はやめるよう求めると同時に、日南町や他県自治体で実施されている「除外申請」の制度を創設するよう市町村に徹底すること。また、中学生の15歳や高校生の18歳の進路については、保護者や学校の進路指導を通じてしかできないという教育的配慮が求められており、15歳・18歳の名簿提供はやめるよう各機関に求めること。 | 自衛官の募集事務は、自衛隊法に基づく都道府県知事及び市町村の法定受託事務であり、募集対象者の名簿の提供は、市町村の判断で行われているものである。また、自衛隊鳥取地方協力本部においても、法令に基づき必要最低限の範囲で、募集対象者情報の提供依頼を行っているものである。引き続き、市町村等と連携して自衛官募集事務の目的を適正に達成できるよう事務を行っていく。 |
| ⑥鳥取空港は「軍事目的に供してはならない」とされているが、自衛隊機が度重ねて利用している。軍事目的か否かの判断は、どのようにしているのか、その基準を明示すること。併せて、米軍の利用は認めないということにより確認する。また、鳥取港、境港にも、自衛隊艦船が入港しているが、鳥取空港のように「軍事利用に供さない」「米軍は利用できない」という規定を設けること。 | 鳥取県、鳥取市及び湖山地区自治会との協定で、鳥取砂丘コナン空港は軍事目的に供さないこととしており、県は自衛隊機が鳥取砂丘コナン空港を離着陸する際には、自衛隊等が作成する資料の提出を受け使用目的、使用機材、飛行ルート等を把握している。これまでの自衛隊機の利用実態は、鳥取砂丘コナン空港で行われるイベントでの自衛隊機の展示、各種の災害に備えた訓練等であり、軍事目的ではないことが明らかであるため、判断基準は不要と考えている。 有事における港湾の利用調整については特定公共施設利用法に基づき行われることから、管理者である県が規定することは考えていない。 日本の空港及び港湾の米軍による利用については、日米地位協定など外交防衛に関することであり、国の専権事項となる。 |
| ⑦国是の「非核三原則」に反する、石破総理の米国との「核共有」発言の撤回を求め、国連核兵器禁止条約に参加するよう国に求めること。 | 核兵器禁止条約は、核兵器のない世界に向けての出口となる重要な条約であるが、外交防衛については、国の専権事項であり、国において議論されるべきものである。 |
| ⑧石破総理が総裁選で述べた、米軍に特権的地位を与え、国内法を無視する「日米地位協定」の抜本的見直しを国に求めること。 | 外交防衛については、国の専権事項であり、国において議論されるべきものである。 |

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|---|--|
| <p>【気候危機打開】</p> <p>①石炭火力は、国連が先進国に対し 2030 年までの計画的撤退を求めているが、G 7 で唯一日本だけが撤退期限を示していない。また原発は、福島原発事故や、能登半島地震でその危険性が露呈しているにも関わらず、自公政権は「原子力の低減」から「原子力の利活用」へと方針転換し、危険な老朽原発の稼働、原発の新增設まで進めようとし、これが再生可能エネルギー普及の妨げとなっている。すみやかな原発ゼロ、石炭火力の計画的撤退を進め、2030 年までに原発と石炭火力のゼロを実現するよう国に求めること。</p> | <p>エネルギー需給に関する施策・方針は、エネルギー政策基本法に基づき、国がエネルギー基本計画で定めることになっており、原子力発電や石炭火力を含めたエネルギー構成については、国が適切に判断すべきものである。</p> |
| <p>②島根原発 2 号機は、老朽化対策も不十分で、避難計画の実効性も確保されず、使用済み核燃料の行き場が確立しておらず、危険であり、持続可能ではない。また、島根原発 2 号機と同じ沸騰水型の女川原発 2 号機は、再稼働直後に中性子の状態を把握する検出器に不具合が生じて、再び停止する事態となった。島根原発 2 号機でも同様の事態が生じないか点検を求める必要がある。また、能登半島地震を受けた屋内退避解除のあり方の検討は、中間まとめは出たものの結論は来年に持ち越された。島根原発 2 号機の 12 月再稼働を中止するよう求めること。</p> | <p>島根原発 2 号機においては、新規基準への適合及び高経年化技術評価に基づく長期施設管理方針に係る保安規定が認可され、「島根地域の緊急時対応」は国の原子力防災会議で了承されている。</p> <p>島根原発 2 号機の運用に当たっては、安全を第一義とし、最新の知見を踏まえて、安全対策を講じるよう中国電力に求めており、引き続き監視及び確認を行い、責任ある対応を求めていく。</p> <p>また、原子力規制委員会で屋内退避の最も効果的な運用の検討が進められているが、原子力災害対策指針の基本方針は変更する必要がないとしている。</p> |
| <p>③再生可能エネルギーの優先利用の原則を確立し、再エネの出力抑制をやめるよう国に求めること。送配電の東西日本規模での運営を念頭に、再エネを最大限活用できる送電網などのインフラ整備を促進するよう国に求めること。</p> | <p>国は、再エネ導入推進の観点から、再エネ（太陽光、風力）の出力制御を火力、電力融通、バイオマスに続いて 4 番目に設定しているほか、電気の安定供給と再エネ導入の両立ができるよう、令和 5 年 12 月に「出力制御対策パッケージ」を定めて、出力制御の抑制に取り組んでいることから、国に要望することは考えていない。</p> <p>また、本県は、送電網などのインフラ整備に関して、系統連系に必要な地域内連系線の増強など、接続容量不足の解消に取り組むよう、令和元年度以降、国へ継続的に要望している。</p> |
| <p>④事業所に対し、CO₂排出量の「見える化」が取り組まれているが、削減目標と計画、実施状況の公表につながるルールをつくること。</p> | <p>本県では、鳥取県地球温暖化対策条例の規定により、県内の一定規模以上の事業者等（「特定事業者」という。（令和 5 年度末時点：計 77 事業者））に対して、CO₂排出量の削減目標を含む取組計画の提出、それに対する実施状況の報告を毎年義務付けており、これら取組計画と実施状況を県ホームページで公表している。</p> <p>なお、令和 5 年度から脱炭素経営へ誘導することを目的として、県内事業所に「鳥取県登録省エネ診断員」を無料で派遣する事業を行っており、事業所の省エネ診断（エネルギー使用量の見える化等を主眼とした診断）も行っている。</p> |

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|---|---|
| <p>⑤長野県のような「脱炭素のロードマップ」を作成するよう、以前求めたが、未だに作成されていない。脱炭素実現には県民や県内事業者との協働が欠かせない。早急に目標・実施計画を示したロードマップを作成すること。</p> | <p>本県では、「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」において、脱炭素社会の実現に向け、2030年までに取組む施策の方向性、数値目標を家庭・企業・運輸の部門ごとに設定しており、その内容は長野県のゼロカーボン戦略ロードマップと同程度と考えている。</p> <p>県民・企業をはじめ、脱炭素社会の実現に向けて、各主体が自発的に取り組めるよう、県ホームページを本年度中にリニューアルするなど、県民等に対して発信及び働きかけを行っていく。</p> |
| <p>【ジェンダー平等】</p> <p>①「選択的夫婦別姓」は、国連女性差別撤廃委員会がその導入を求める4回目の勧告を行った。石破総理も総裁選時には導入を主張しており、早期導入を国に求めること。また、「選択的議定書」の批准を国に求めること。</p> | <p>選択的夫婦別氏制度については、国の第5次男女共同参画基本計画において、「国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断を踏まえ、更なる検討を進める」とされている。本県としては、国民的な議論を踏まえ国において早急に結論を導くべきものと認識しており、引き続き動向について注視していきたい。</p> <p>また、「選択的議定書」は女子差別撤廃条約選択議定書のことを指すものと思われるが、国の第5次男女共同参画基本計画において「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」とされていることから、引き続きその動向を注視していきたい。</p> |
| <p>②同性婚を認めないのは憲法違反との判決が相次いでいる。同性婚を認める民法改正を国に求めること。</p> | <p>同性婚については、国民的な議論を踏まえ国において結論を導くべきものと考えており、民法の改正を国に求めることは考えていない。</p> |
| <p>③「性暴力被害者支援センター」の職員の正規化や待遇改善を進めること。</p> | <p>性暴力被害者支援センターは、性犯罪・性暴力被害者等からの相談対応や付添等の支援を行っている民間の支援団体であり、職員の勤務体制、処遇等については、団体で決められるべきものとする。</p> |
| <p>④DV被害者を保護する施設が不足し、「ホームレスになりそうだ」との声が出ている。公的な保護施設を地域で分散的に増設すること。</p> | <p>保護を要するDV被害者を把握した際は、女性相談支援センターにつなぎ適切に一時保護が行われるよう、引き続き市町村や関係機関等との連携支援に努めていく。一時保護を行う施設は各圏域にあるため、増設については考えていない。</p> |
| <p>⑤学校のトイレへの生理用品の配置状況を示すこと。「生活困窮生徒に対する支援」、「困ったと主張できることが大事」などという発想では、生徒はますます生理用品が受け取りづらくなる。トイレトーパーと同じように、必要品として「普通」にトイレに配置すること。</p> | <p>県立学校34校のうち、女子トイレに生理用品を配置している学校は1校である。しかし、全ての県立学校において保健室に生理用品を備え、必要な児童生徒からの申し出に応じて配布するなど、児童生徒が保健室に相談に来ることをきっかけに、養護教諭等が本人や家族の状況を聞き取り、場合によっては福祉分野など外部の関係機関につなげていくことで、問題の一部分だけでなく、背後にある課題の根本的な解決を図るよう努めている。また、小中学校のトイレへの生理用品の配備やその方法等については、各市町村が判断すべきこととする。</p> |